

子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金) 給付事業費 3,080万円

基準日より後に離婚等によって、対象児童を養育しているにもかかわらず、これまで「子育て世帯への臨時特別給付金」(児童1人あたり10万円)の支給要件に該当せず、給付金を受け取れない方に対し、支援を行います

※基準日

- ①児童手当受給者の場合は、令和3年8月31日時点(児童手当9月分の受給が要件)
- ②高校生等養育者の場合は、令和3年9月30日時点

【対象者】

申請時に長崎市に住民票がある方のうち、給付金の基準日※より後に離婚等によって、対象児童を養育しており、かつ、以下の全てに該当する方

- ・児童手当(本則給付)の所得要件を満たす方。(児童手当特例給付相当世帯は対象外)
- ・前養育者から、今回の給付に相当する額の金銭等を受け取っていない方。
- ・前養育者が対象児童のために今回の給付に相当する額の金銭等を使っていない方。

※給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。

【申請期間】

令和4年2月中旬～4月下旬

【支給開始時期】

令和4年3月上旬

新型コロナウイルス予防接種費 1億1,010万5千円

現行の12歳以上の対象者に加え、新たに希望する5歳から11歳の小児に対して、1・2回目のワクチン接種を行います

【事業期間】 令和4年3月～9月

【対象者】 24,059人

【接種開始時期】

令和4年3月中旬頃を予定

